

## 事後評価調書

I 事業概要						
事業名	交通安全対策事業（歩道及び自転車歩行者道設置事業）					
地区名	主要地方道名古屋岡崎線 <small>なごやおかざき</small>					
事業箇所	豊田市福受町 <small>ふくじゅちょう</small>					
事業のあらまし	<p>主要地方道名古屋岡崎線における当該区間は、前後区間の歩道が連続的に整備されているにも関わらず歩道が未整備であるため、狭小な路肩を利用しており、通学で利用する高校生や沿道に住む小学生が危険な状態である。このような状況を解消し、歩行者の安全を図るため、歩道の整備を行うものである。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>① 歩行者等の安全性確保</p> <p>【副次目標】</p>					
事業費	事業費		内訳			
	2.4億円		■工事費 1.2億円、■用補費 0.9億円、■その他 0.3億円			
事業期間	採択年度	2012年度	着工年度	2012年度	完成年度	2019年度
事業内容	歩道設置工事 延長 400m 幅員 11.0m 歩道舗装 1200m <sup>2</sup> 、排水工 1式 幅員構成 舗装 3.0m 車道 6.5m (3.25×2) 路肩 1.5m (0.75×2)					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>本事業区間の歩道整備により、通学等利用者及び歩行者が安全で快適に通行できるようになった。また、交通事故等の危険度についても改善された。</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>本事業により、交通の円滑化及び安全性が確保され、事業目標は達成している。</p>				
	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>【達成状況に対する評価】</p>				
III 対応方針（案）						
今後の事後評価の必要性	・事業目標に対して目的を達成しており、今後の事後評価の必要性はない。					
改善措置の必要性	・事業目標に対する効果が十分に発現しており、新たな課題も見られないため、改善措置の必要性はない。					
同種事業に反映すべき事項	・標準的な事業計画、事業プロセス、工法で施工されているため、同種事業に反映すべき事項は特になし。					